

1

近代前半の主な疫病流行

数字：その番号のパネルに関連資料があります。

| 西 暦 | 和 暦 | コレラ | 天然痘 | チフス | 赤 痢 | ペスト | 流行性感冒 | 市 域 の 様 子 | 備 考 |
|------|------|-------|-----|-----|-------|-----|-------|----------------------------|---------------|
| 1877 | 明治10 | ■ | | | | | | | 西南戦争 |
| 1878 | 11 | | | | | | | | |
| 1879 | 12 | ■3(1) | | | | | | 県、地方衛生会設置 | |
| 1880 | 13 | | | | | | | | |
| 1881 | 14 | | | | | | | | |
| 1882 | 15 | ■ | | | | | | | |
| 1883 | 16 | | | | | | | | |
| 1884 | 17 | | | | | | | 町村、衛生会設置 | 秩父事件 |
| 1885 | 18 | ■ | ■ | | | | | | |
| 1886 | 19 | ■ | ■ | | | | | 県、衛生組合規則制定 町村、衛生組合結成 | |
| 1887 | 20 | | ■ | | | | | | |
| 1888 | 21 | | | | | | | | |
| 1889 | 22 | | | | | | | 市域は2町8村になる。 | 大日本帝国憲法発布 |
| 1890 | 23 | ■ | | | | | | 大水害 | |
| 1891 | 24 | | | | | | | | |
| 1892 | 25 | | ■ | ■ | | | | | |
| 1893 | 26 | | ■ | ■ | | | | | |
| 1894 | 27 | | ■ | ■ | | | | | 日清戦争 |
| 1895 | 28 | ■ | | | | | | | 下関条約 |
| 1896 | 29 | | ■ | ■ | ■3(1) | | | 水害発生 | |
| 1897 | 30 | | ■ | ■ | ■ | | | 祭礼、供養、興行、盆踊り禁止4(3) | 伝染病予防法 |
| 1898 | 31 | | ■ | | ■ | ■ | | 県、社寺に仮隔離病舎設営指示4(1) 水害発生 | |
| 1899 | 32 | | ■ | | ■ | ■ | | 仮隔離施設が設営される。 東武鉄道開通 越ヶ谷町大火 | |
| 1900 | 33 | | | | ■ | ■ | | | |
| 1901 | 34 | | | | ■ | ■ | | 衛生講習会(天獄寺) | |
| 1902 | 35 | ■ | | | | | | | |
| 1903 | 36 | | | | | | | | |
| 1904 | 37 | | | | ■ | ■ | | | 日露戦争 |
| 1905 | 38 | | | | ■ | ■ | | | ポーツマス条約 |
| 1906 | 39 | | | | | | | | |
| 1907 | 40 | | | | ■ | ■ | | | |
| 1908 | 41 | | ■ | | | | | | |
| 1909 | 42 | | | | | | | | |
| 1910 | 43 | | | | | | | 大水害 | 韓国併合 |
| 1911 | 44 | | | ■ | | | | | 関税自主権回復 |
| 1912 | 大正元年 | | | ■ | ■ | | | | |
| 1913 | 2 | | | ■ | ■ | | | 越ヶ谷・大沢地区隔離病舎建設 | |
| 1914 | 3 | | | | ■ | | | | 第一次世界大戦 |
| 1915 | 4 | | | ■ | ■ | ■ | | 蒲生村外二ヶ村組合隔離病舎落成4(2) | 同 上 |
| 1916 | 5 | ■ | | | ■ | | | 大袋村外二ヶ村組合隔離病舎建設 | 同 上 |
| 1917 | 6 | | | | | | | | 同上 ロシア革命 |
| 1918 | 7 | | | | | | ■2, 3 | いわゆる“スペイン風邪”の世界的大流行 | 同上 シベリア出兵 米騒動 |
| 1919 | 8 | | | | | | ■2, 3 | 同 上 | ベルサイユ条約 |
| 1920 | 9 | ■ | | | | | ■2, 3 | 同 上 | |

この年表は市域（旧2町8村）の状況を中心に概観したものです。

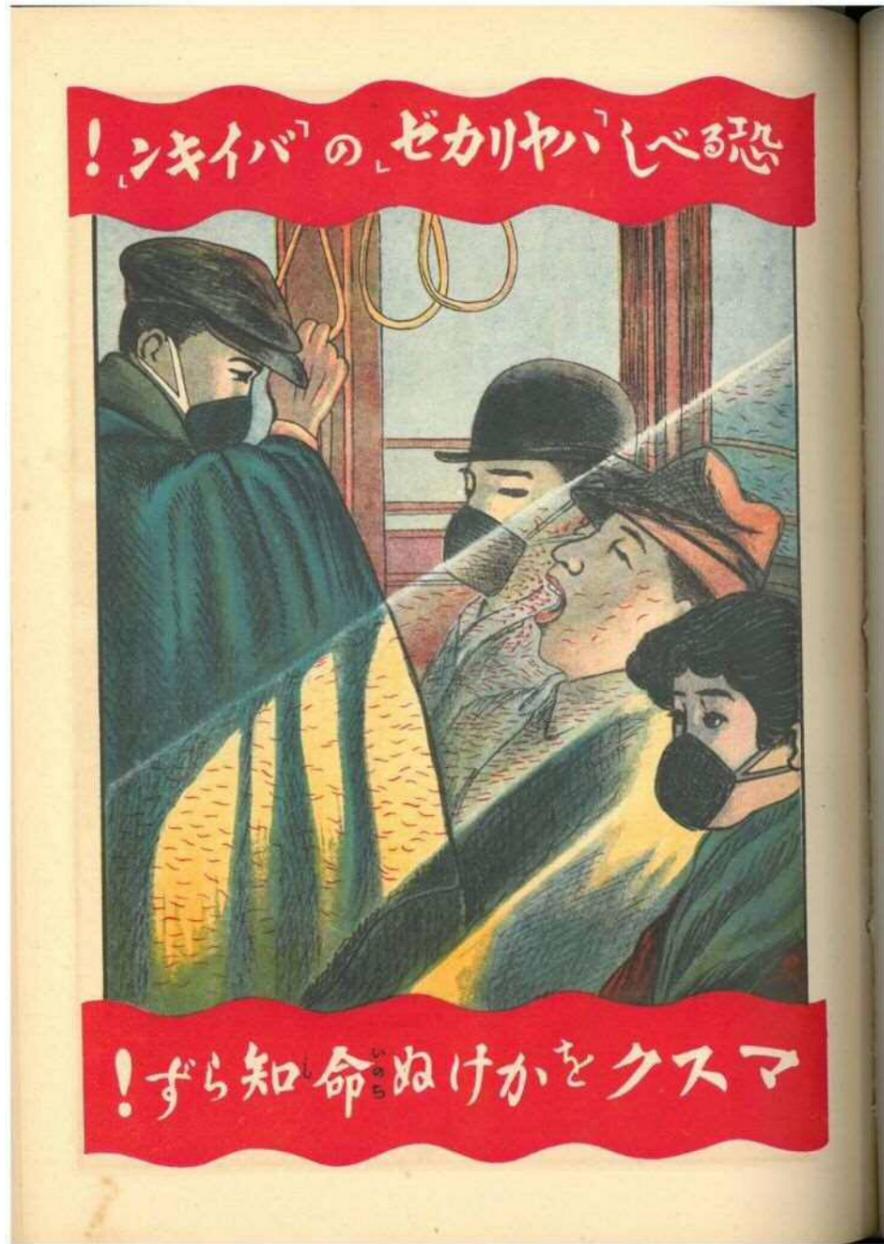
これを見ると伝染病が発生しなかった年の方が少なく、複数の疫病が流行した年も何度もありました。また流行までには至らなくても、これらの疫病は毎年のように発生していました。現代よりも医療設備が発達していなかった時代、人々はどのように取り組んだのでしょうか。後のパネルで、越谷市で保存している資料を中心にご紹介していきたいと思います。

【参考文献】

- ・越谷市近現代資料
- ・「越谷市史 二（通史下）」
- ・越谷中新田の産社祭礼帳
（越谷市指定文化財）
- ・埼玉県警本部編「埼玉県警察史」
- ・内務省衛生局「流行性感冒」
（平凡社 大正11年刊行の翻刻版）

他

2 大正時代のポスター



国立保健医療科学院図書館所蔵

内務省衛生局著「流行性感冒」(1922年3月)

このポスターは1918年(大正7年)～1920年(大正9年)に、インフルエンザが世界的^{パンデミック}大流行となった際に制作されたものです。人々が個々にとれる対策がわかりやすく示されていますが、それは現代のものと基本的に変わらないようです。

この時のインフルエンザはいわゆる“スペイン風邪”と称されました。当時は第一次世界大戦の最中であり、参戦国は情報を出来るだけ出さないようにしていましたが、中立国だったスペインが早々に情報発信したのでこの名称が用いられるようになりました。

3 感染の状況

出典：内務省衛生局「流行性感冒」（東洋文庫）、「病気の世界史」（NHK ブックス）、「越谷市史 二」、「越谷市近現代資料」、「埼玉縣統計書」 等

(1) 罹患者数

明治12年(1879年)コレラの流行

- 全国の感染者=105,786人
- 全国の死者=8,027人 (7.6%)
- 埼玉県感染者= 635人
- 埼玉県死者= 366人 (57.6%)

当時は土葬がまだ多かったのですが、コレラ死の人は火葬にすることが求められ、時には警察官が立ち会って火葬にすることもあったようです。そのため警察官が怒られたこともあったそうです。

明治29年(1896年)赤痢の流行 【桜井村(人口2,646人)の例】

この年の村人の病死者80人→この内、赤痢で15人(内、子供が10人)
他の感染症(結核など)での死亡6人

この年は水害も起こり、市域全体が疫病におびえました。当時、結核は“死の病”として恐れられましたが、この年は赤痢による死亡がかなり上回りました。しかも子供の犠牲が多かったのです。

100年前のインフルエンザ(スペイン風邪)の流行

人口(大正6年末現在) 埼玉県=1,394,582人 全国=57,190,355人

| | | 第1回流行期 | 第2回流行期 | 第3回流行期 | 計 |
|---------|-------------------|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------------|
| 流行期間 | | 大正7年(1918)8月 ~大正8年(1919)7月 | 大正8年(1919)10月 ~大正9年(1920)7月 | 大正9年(1920)8月 ~大正10年(1921)7月 | 3か年間 |
| 埼玉 県 | 罹患者数 (人口に占める%) | 799,925 (57.4) | 42,548 (3.1) | 5,477 (0.4) | 847,950 (60.8) |
| | 死者数 (罹患者に占める%) | 10,065 (1.3) | 3,029 (7.1) | 89 (1.6) | 13,183 (1.6) |
| 全 国 | 罹患者数 (人口に占める%) | 21,168,398 (37.0) | 2,412,097 (4.2) | 224,178 (0.4) | 23,804,673 (41.6) |
| | 死者数 (罹患者に占める%) | 257,363 (1.2) | 127,666 (5.3) | 3,698 (1.7) | 388,727 (1.63) |

1918年3月にアメリカの陸軍基地から感染が起こって広まったとされるこのインフルエンザは、第一次世界大戦やシベリア出兵で大規模な人の移動があり、しかも軍事機密上のこともあって情報が十分に伝達されず、瞬く間に全世界に広がりました。

世界の感染者数は人口の30%、約5億人と推定されています。この内、死亡した人は5,000万人~1億人と言われています。(第一次世界大戦の死者は約1,600万人) ワクチンも開発されて紡績工場寄宿舍の女子工員への接種も行われましたが、効果は期待されたほどではなく、流行収束は集団免疫の獲得だったという説もあります。

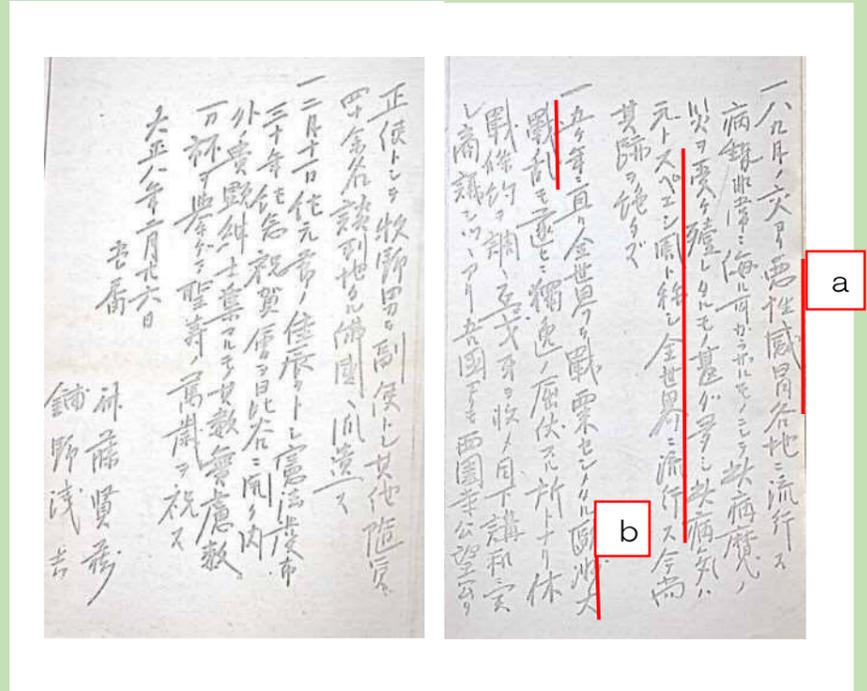
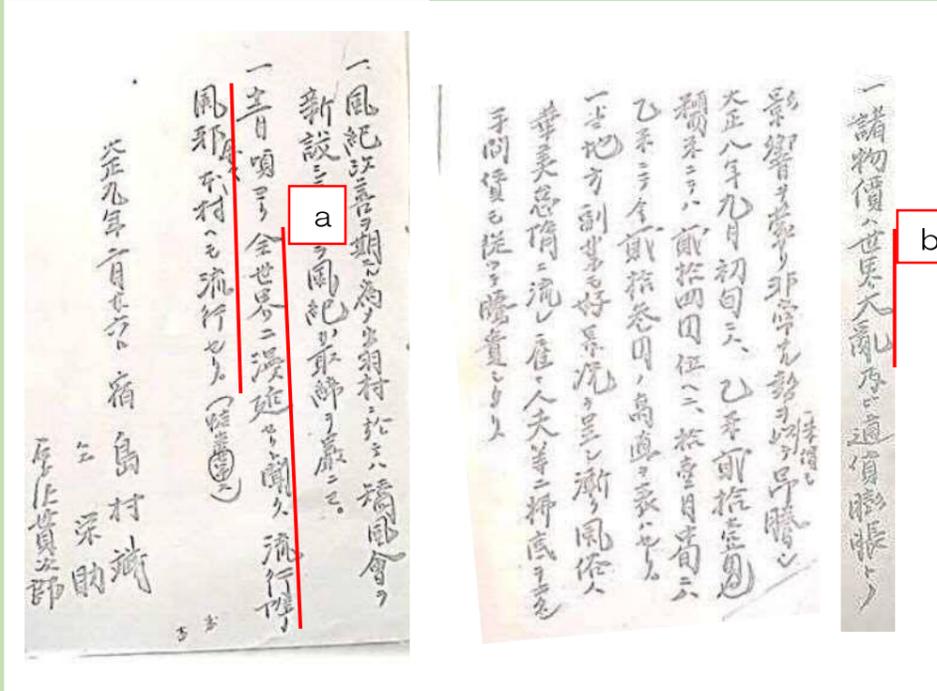
(2) 村の様子

こしまきなかしんでん おびしゃさいれいちょう

① 「越巻中新田の産社祭礼帳」(越谷市指定文化財)

[a]=インフルエンザ(スペイン風邪)

[b]=第一次世界大戦



大正8年(1919年)の出来事

前年のシベリア出兵と世界大戦後の物価高騰のことと、村にも強烈なインフルエンザが流行している様子が記録されています。

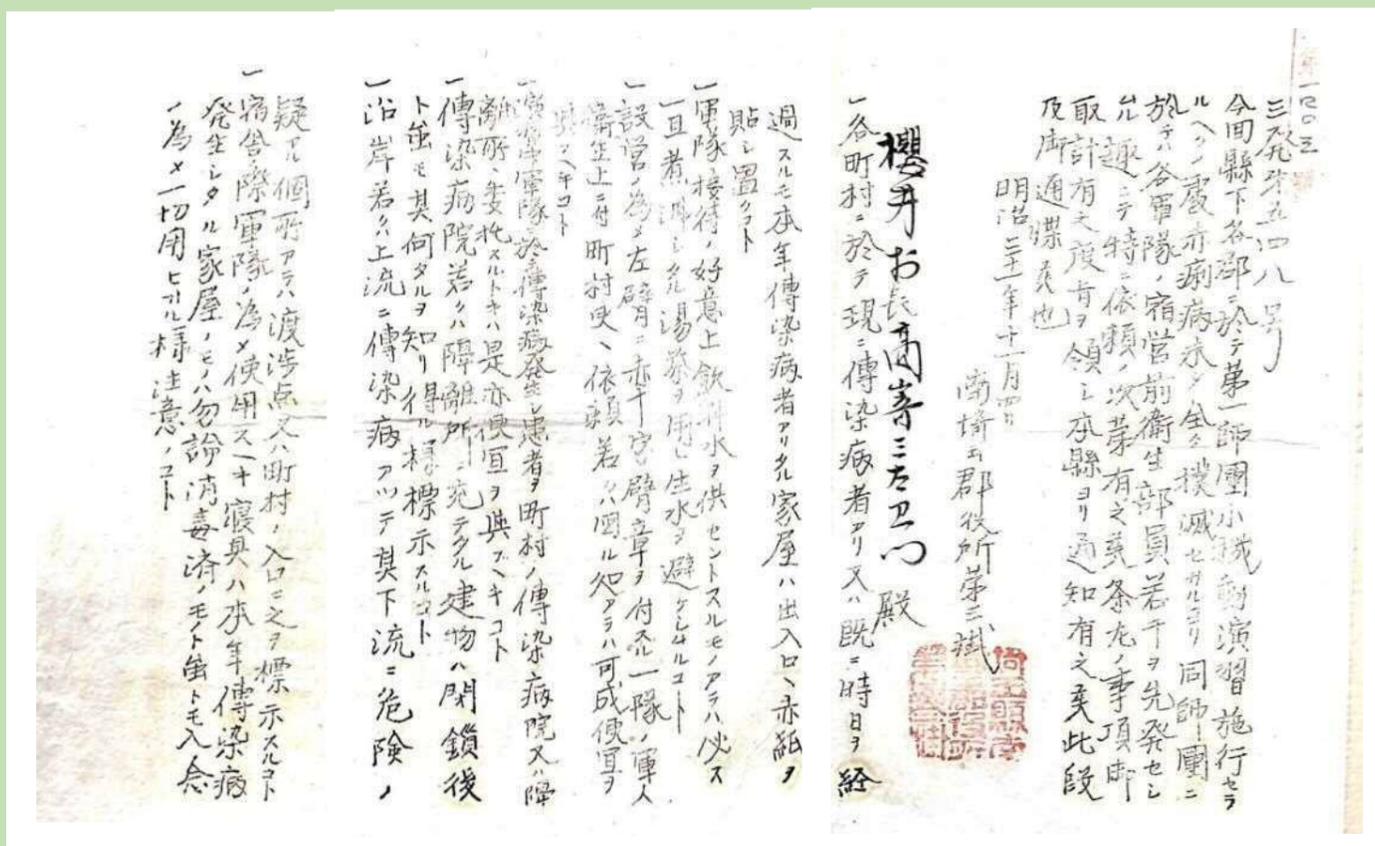
この「祭礼帳」は承応年間(江戸時代前半)からの村の記録で、今なお続けられているものです。

大正7年(1918年)の出来事

悪性感冒(インフルエンザ)は“スペイン風邪”と言われて全世界に広がったことが記録されています。また欧州大戦乱(第一次世界大戦)は独逸(ドイツ)の屈服によって終結したことが書かれています。

② 疫病流行と軍事演習

越谷市近現代資料 明治31年(1898年)



明治31年(1898年)11月、県下で陸軍第一師団の演習にあたって、郡役所から各町村に通知された文書です。この年は赤痢のほか天然痘やペストの流行がありました。この状況下の軍事演習は伝染病感染と拡大のリスクが大変大きいものでした。

そのため、この年に伝染病患者が発生した家の戸口には赤札を貼ることや、兵士へ提供する飲料水は煮沸したものにするなどを指示しています。現代では考えられないことです。

この時期にあえて軍事演習を行う理由は、①稲刈り後なので農地を演習場にできること。②この当時は日清戦争の後で、ロシア帝国との緊張が高まっていた時期だったことが挙げられます。

4 施策と人々

(1) 産みの苦しみ・・・病舎の建設

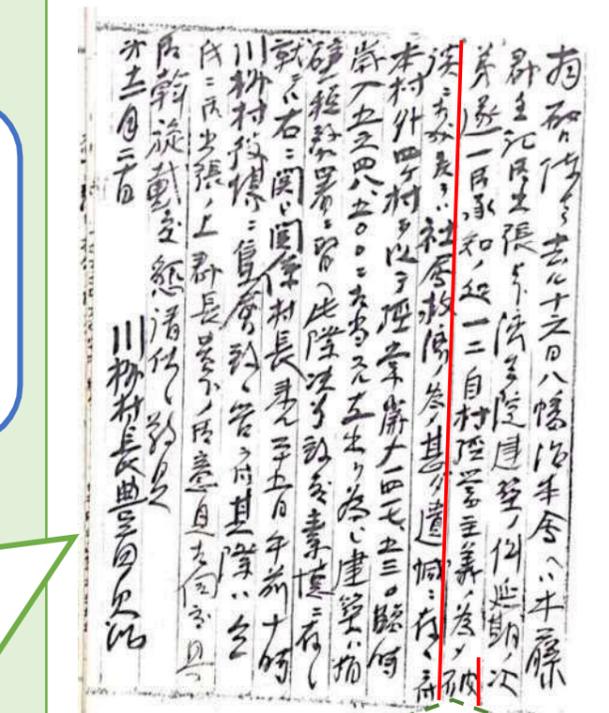
社寺境内に仮隔離病舎設置の指示

明治31年（1898年）に郡役所から各町村に通達されました。この年は天然痘、赤痢、ペストが流行しましたが、隔離専用の施設がなかった時代には寺や神社の境内に仮施設が作られました。市域南部ではこの計画に反対する請願が行われました。

計画の断念

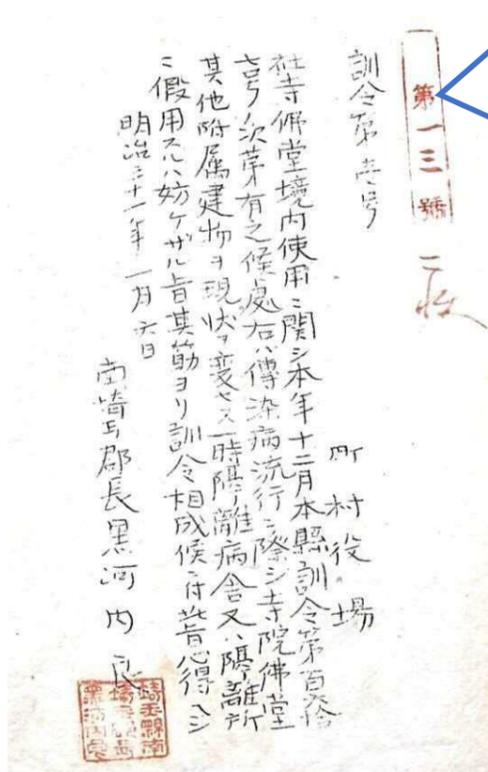
明治44年（1911年）、川柳村長が中心となって7ヶ村共同の隔離病舎が計画されましたが、7ヶ村が歩調を合わせることが困難となり、せめて4ヶ村で建設しようと呼びかけた文です。結局はそれも実現できませんでした。

当時、1つの村での病舎建設は財政などの面で非常に困難だったので、複数の村による建設が計画されたのです。



(赤線部)

「破談ニ相成候テハ社会救済ノ為メ甚ダ遺憾ニ存候ニ付」と思いを述べています。

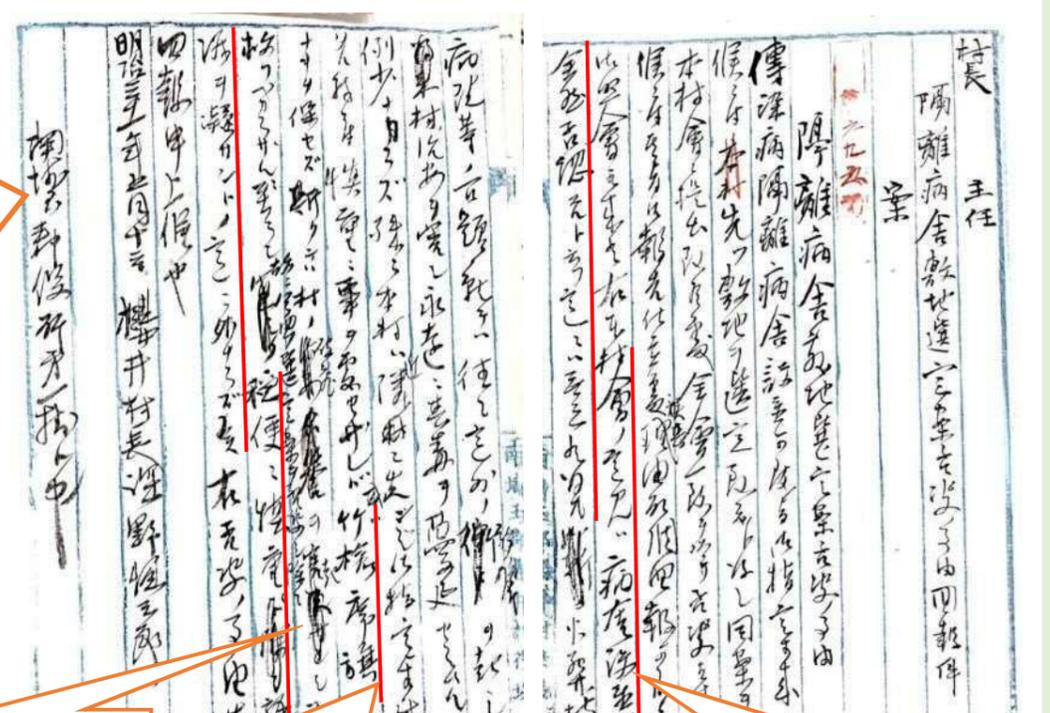


「隔離病舎敷地選定案否決ノ事由」

明治31年（1898年）

これは病舎敷地選定について県（郡）からの再三の問い合わせへの回答を、村の幹部が協議した案文です。

この地域では様々な困難を乗り越えて、大正5年（1916年）に大袋村、新方村、桜井村の組合隔離病舎が建設されました。



「穏便に慎重に熟議を凝らしたいという意味です」

「本村は近隣に先んじて取り組んでいるので、(もし強行すれば)竹槍や蓆旗を持ち出す事態にもなりかねない・・・」

「病舎設置について否認する気持ちはありません」

土葬から火葬へ 明治31年（1898年）

この年の10月7日付で、県（郡）から各町村に伝染病死者の火葬状況を報告させる文書が届きました。この史料は桜井村から提出された報告書（控）です。次のことが記されています。

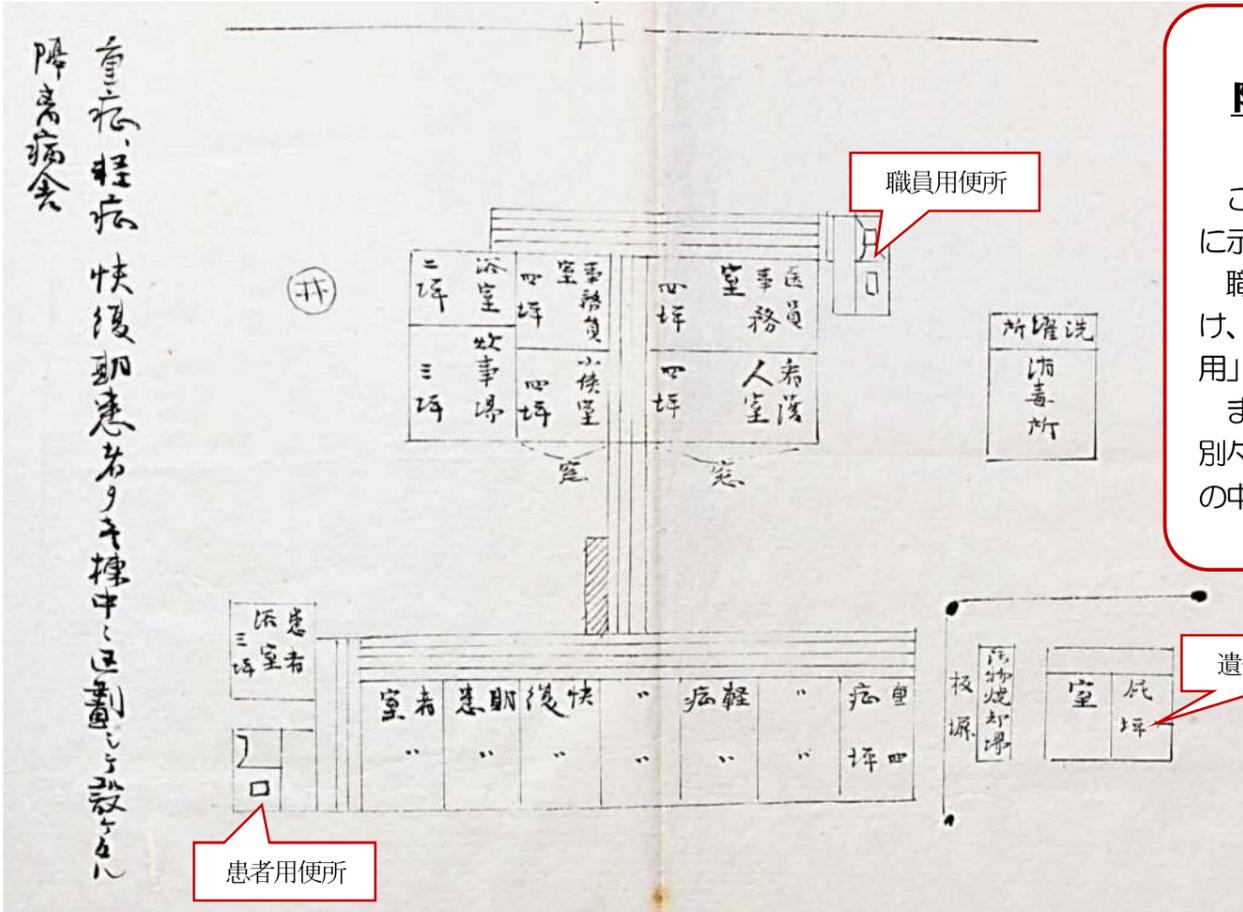
- *赤痢病患者数=10人 内、死亡者数=6人
- *火葬の村費負担額=91円50銭 患者家負担額=109円50銭

疾病の性質上、村から火葬費用の一部（約45%）を支出することで火葬を奨励しようとしたのでしょう。また、都市部では墓地が狭くなったことも一因でした。

この後、桜井村では火葬場敷地選定にも苦労しました。蒲生村では隔離病舎近くにその敷地を確保しました。両村とも大正期に入ってから建設となりました。

| | |
|--------|---------------|
| 赤痢病患者数 | 拾人 内、死亡者六人 |
| 費用総額 | 金九拾陸圓五拾銭 |
| 内訳 | 金百九圓五拾銭 |
| 全費負担額 | 火葬場費 金拾陸圓五拾銭 |
| 内訳 | 火葬場費 金拾陸圓五拾銭 |
| 内訳 | 内、大人金拾圓、小児金五圓 |
| 全費 | 金拾圓 |
| 全費 | 金拾圓 |
| 全費 | 金拾圓 |

(2) 病舎の建設計画



隔離病舎モデル間取り図

明治31年(1898年)

これは南埼玉郡から病舎建設見積もり案と共に示された間取り図です。

職員が詰める管理棟と病室棟との間隔をあけ、病室は「重症者用」、「軽症者用」、「回復期患者用」に区別されています。

また、便所(トイレ)は職員用と患者用が別々になっています。右下の部分には別の囲いの中に遺体安置棟があります。



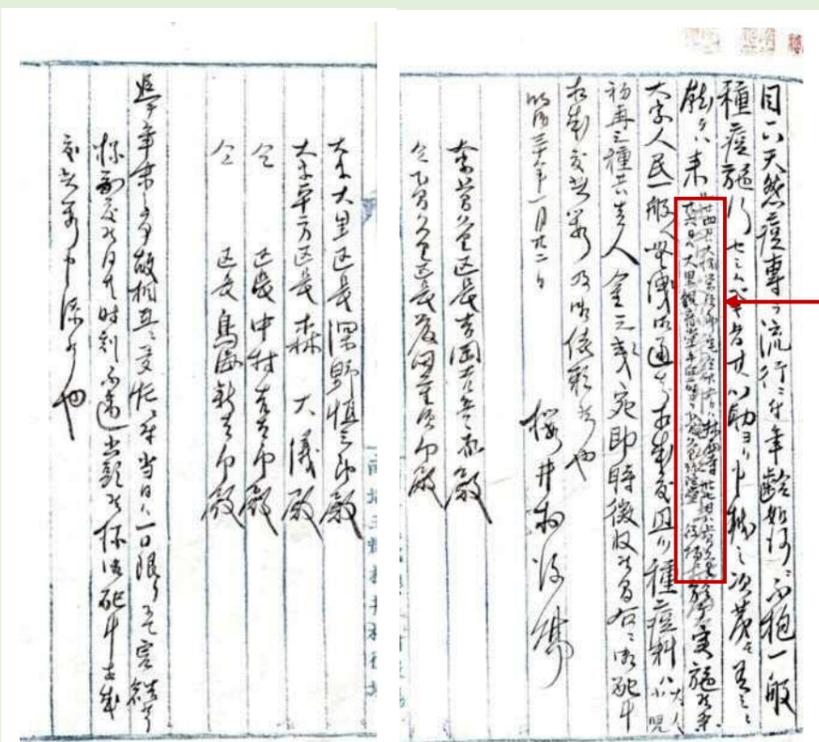
蒲生村外二ヶ村組合^{ほか}隔離病舎落成

大正4年(1915年)8月12日

蒲生村、大相模村、川柳村の組合隔離病舎落成を記念して撮られた写真です。ようやく念願の病舎が建設されました。これは平常は閉じていて、関係村落に伝染病患者が発生するとここに収容されて治療を受けました。医師や看護婦(看護師)は臨時で雇われました。

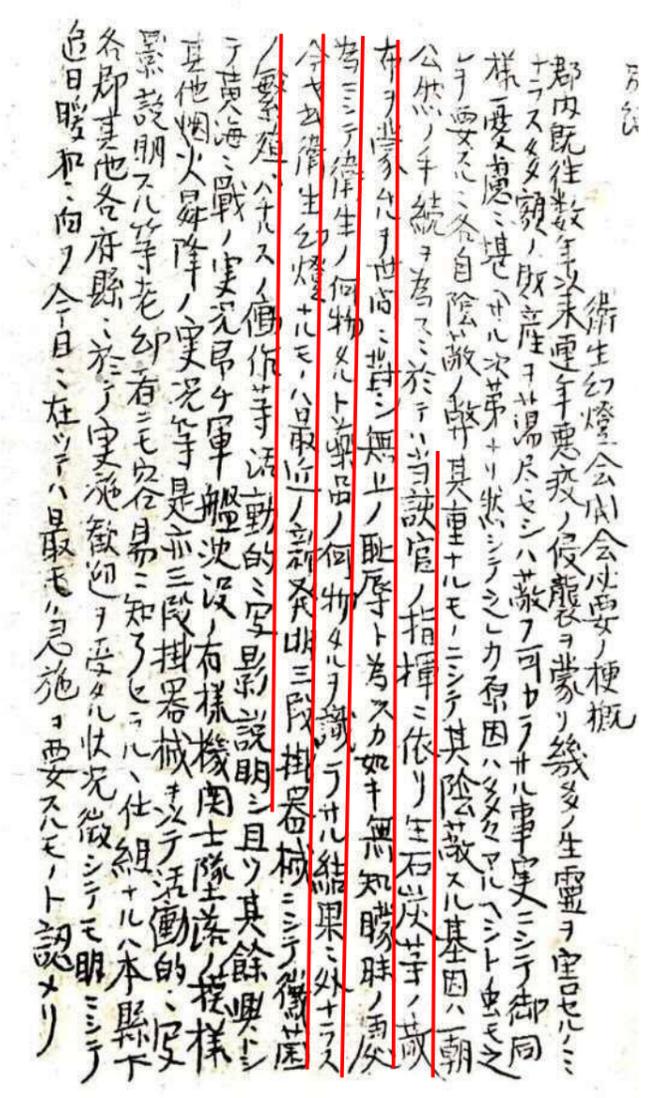
写真中央部に夏用制服でサーベル(洋剣)を携えた人が複数写っています。この人々は警察官です。戦前、政府の機関に「内務省」という役所がありました。戸籍や治安維持に関する業務を中心に、昭和13年(1938年)に厚生省が分離独立するまでは伝染病に関する仕事もしていました。

(3) 防疫、広報・啓発活動

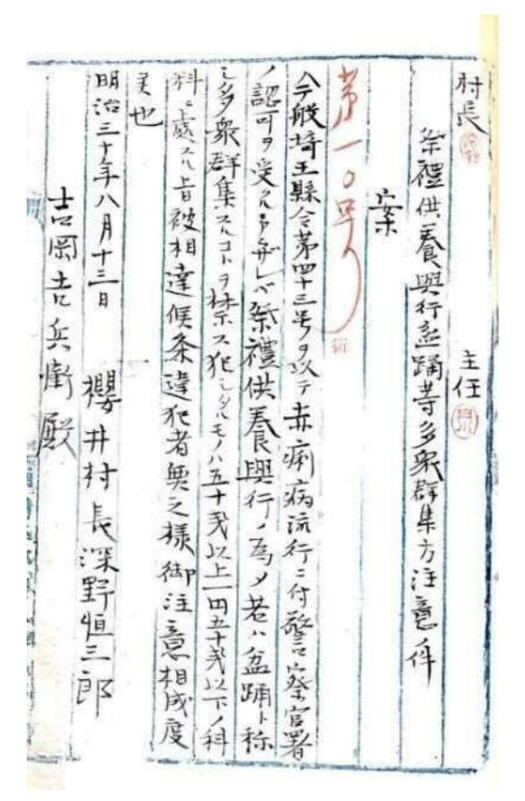


接種は学校以外では地元の個人宅や林西寺、観音堂、弥陀堂などで行われました。

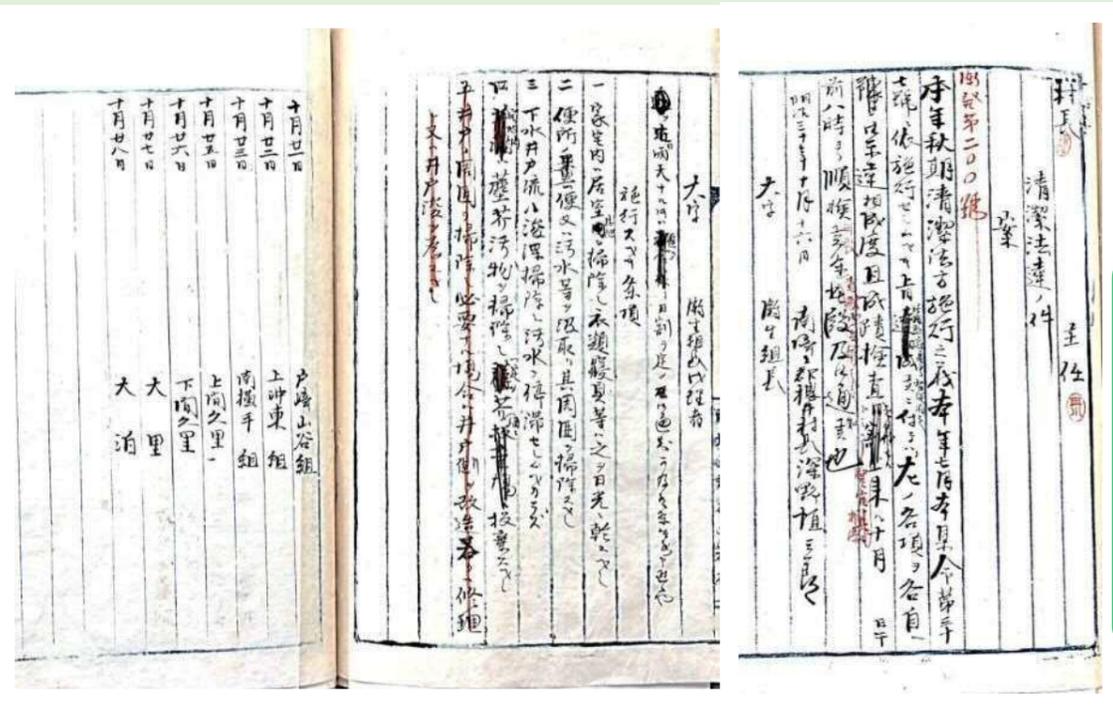
①種痘の実施 明治30年(1897年)1月
年齢にかかわらず、地域ごとに場所を設定して、一人一回3銭をその場で徴収して受けさせるという通知です。



衛生幻燈会が必要な理由
明治31年(1898年)1月
幻燈とは暗くした部屋で静止画を場面ごとに映し出すものです。郡役所から各町村に通知された文書の中にこの資料が添付されていました。郡は町村にこの画像、映写機と共に講師を派遣しました。
この“理由”の中には史料中の赤線部のような記述もありました。
→担当者が(消毒用)「生石灰(消石灰?)」を散布すると(散布された人は)世間に対してこの上ない恥辱と考えるような無知蒙昧で、これは衛生や薬品とは如何なるものかを知らないからである。今、この幻燈は最新鋭の器械であり、よく説明できるものである・・・



「祭礼供養興行盆踊等多衆群衆方注意ノ件」
明治30年(1897年)8月
種々の興行(イベント)を禁止する条例案です。警察署の許可がなければ行ってはならず、もし違反したら50銭以上1円50銭以下の科料に処すとあります。
これは村内各地区代表に宛てての通知文案です。



「清潔法」の実施 明治30年(1897年)10月
「清潔法」は地区ごとに住民がそれぞれの家の環境点検や下水、ゴミ集積などを清掃作業をするというもので、警察署が監督、点検を行いました。
この資料は桜井村で実施するために各地区の長に通知する原案を、村の幹部が討議した案文です。